

監査委員公告

平成18年4月10日付け 441-5の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、宮崎県知事及び宮崎県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年10月10日

宮崎県監査委員	川	崎	浩	康
宮崎県監査委員	矢	野	政	男
宮崎県監査委員	中	村	幸	一
宮崎県監査委員	権	藤	梅	義

1 みやざき学園

(1) 監査の結果に関する報告事項

- ① 単価契約において、予算執行伺のないものが散見された。
- ② 職員手当（児童手当）について、令達額を超えて執行しているものがあつた。
- ③ 支出の検査事務において、予算執行伺に検査下命はあるが、支出調書の請求書の余白に履行確認（検査又は証明等）の表示又は検査員の押印のないものが散見された。
- ④ 作業指導により生産した農産物について、生産物台帳が作成されていなかった。

(2) 措置の内容

- ① 支出事務について点検を行い、単価契約にかかる予算執行伺のないもの7件について予算執行伺を整備した。支出事務に当たっては、財務規則第54条以下に基づく事務処理を厳格に行い、適正な支出に努めていく。
- ② 令達額の確認を怠らないようにするとともに、適時に適正な令達額を確保するように努めていく。
- ③ 支出調書の点検を行い、履行確認の表示もれ及び検査員の押印もれを整備した。今後は財務規則第112条に基づく検査員の職務を徹底させるとともに、管理体制を強化し適正な事務処理に努めていく。
- ④ 生産物台帳を作成整備し、財務規則第164条第2項に基づく事務処理を厳格に行い、適正な管理に努めていく。

2 精神保健福祉センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

休日勤務手当について、支給不足となっているものがあつた。

(2) 措置の内容

平成18年2月21日に当該職員4名に対して、休日勤務手当を

支給した。

3 木材利用技術センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

接合部（仕口）試験体の物品購入において、契約書又は請書による契約がなされていなかった。

(2) 措置の内容

請書を徴収した。今後は、財務規則に基づいて十分チェックの上、間違いのないよう契約事務を行う。

4 北諸県教育事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

普通旅費について、令達額を超えて執行しているものがあった。

(2) 措置の内容

事業担当課から直ちに不足額の旅費を令達した。今後は、本課と出先機関との予算執行状況の確認を定期的に行い、適正な予算執行を行うこととした。

5 東臼杵教育事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

① 普通旅費について、令達額を超えて執行しているものがあった。

② 優秀実践校研究推進事業の委託契約について、請書が提出されているにもかかわらず支出負担行為がされていなかった。

(2) 措置の内容

① 事業担当課から直ちに不足額の旅費を令達した。今後は、本課と出先機関との予算執行状況の確認を定期的に行い、適正な予算執行を行うこととした。

② 直ちに支出負担行為書を作成した。また、委託期間及び業務内容から契約書による契約締結が適正であることから、再度、相手方と契約書により締結した。契約に係る財務規則を遵守し、契約事務に遺漏がないよう万全を期する。

6 教育研修センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

公有財産使用料について、調定の時期が遅れているものがあった。

(2) 措置の内容

調定対象の電柱敷き使用料1件を認識不足により調定期期が遅延し、平成17年4月30日までに納入されるべき使用料を同年12月20日に収納したものである。今後は、公有財産使用許可台帳の照合を確実にし、調定遅延及び納入遅延が発生しないよう万全を期する。

7 美術館

(1) 監査の結果に関する報告事項

非常勤職員の報酬について、過払いとなっているものがあった。

(2) 措置の内容

過払いとなった報酬について、遡及して再計算し、正当支給額との差額を当該職員から平成18年1月10日に返納させた。今後は、任用通知書記載の報酬額の確認を支出時に毎回行うこととし、再発防止に努める。

8 御池少年自然の家

(1) 監査の結果に関する報告事項

扶養手当について、認定誤りにより支給不足となっているものがあった。

(2) 措置の内容

直ちに支給漏れとなっていた特定期間扶養者の再認定を行うとともに、給与管理者へ報告し、支給不足分を平成18年1月給与において当該職員に追給した。今後は、年度当初に扶養手当認定簿の確認を徹底して行い、追給及び戻入が発生しないよう万全を期する。

9 宮崎農業高等学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

扶養手当について、認定誤りにより過払いとなっているものがあった。

(2) 措置の内容

事務局監査実施後、直ちに該当職員に対し、実母の収入に係る関係書類を求め、平成9年2月より収入超過による扶養手当支給の非該当者、手当の過払いであることを確認した。その後、当該職員から扶養手当取り消しに係る扶養親族届が平成18年1月17日に提出があり、同年1月18日に認定を行った。

過払い分の平成17年度分については平成18年2月給与において戻入した。また、過年度戻入対象となる平成13年1月から平成17年3月までの過払い分についても平成18年4月6日に返納した。

今後は、認定時における扶養者の収入調査を徹底するとともに、認定後においても定期的な書類確認を実施し、認定誤りの発生を防止する。

10 都農高等学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

① 通勤手当について、認定誤りにより過払いとなっているものがあった。

② 臨時的任用職員の所得税等が徴収されていなかった。

(2) 措置の内容

① 事務局監査実施後、直ちに再実測を行ったところ、認定距離の誤りによる手当の過払いであることを確認した。その後、再認定を行い、過払い分の平成17年度分については平成18年3月給与において戻入した。また、過年度戻入対象となる平成15年4月から平成17年3月までの過払い分についても、平成18年4月6日に返納した。今後は、認定時において同一方向・地区に居住する職員の認定距離の整合性の確認等に留意し、認定誤りの発生を防止する。

② 事務補助職員として雇用した者の社会保険・雇用保険の適用及び所得税について、源泉徴収税額表の甲欄適用者として源泉徴収すべきであったが、誤って日々雇用職員として取り扱ったため、社会保険・雇用保険を適用せず、所得税についても同表の丙欄適用者として、源泉徴収していなかったものである。

事務局監査実施後、給与所得者の扶養控除申告書を提出させ、甲欄適用者として所得税の源泉徴収を行うとともに社会保険・雇用保険についても適用した。今後は、賃金雇用職員の身分取扱い等を規定した通知（平成17年3月31日付け 103－680教職員課長定め）に基づいた適正な事務処理の徹底を図る。